

一 木炭瓦斯発生装置助成ニ関スル件

燃料国策ノ一助トシテ昨年ヨリ木炭瓦斯発生機ノ装置助成ヲ見タリシモ末ダ之方普及ニ付キ徹底セザル向アルヲ以テ事変下ニ於ケル「ガソリン」ノ消費節約ノ趣旨ニ鑑ミ益々本装置ノ奨励ニ協力セラレタシ

一 丹沢報国寮勤勞奉仕ニ関スル件

本県ニ於テハ昨年十月ヨリ丹沢報国寮ニ於テ森林治水事業ヲ根基トスル勤勞奉仕事業ヲ実施シ県下各青年団員ヲ收容シ以テ日本精神ノ体現困苦欠乏ニ耐フル質実剛健ノ氣風ノ養成ニ努メタリ而モ其ノ成績頗ル顕著ナルヲ以テ本年ハ更ニ箱根ニ第二報国寮ヲ建設シ中等学校生徒ヲ主トシ同一趣旨ニ基キ勤勞奉仕ヲ実施スルコトナレリ戦時体制下ニ於テ奉公ノ念ニ燃ユル青年ノ養成ハ刻下喫緊ノ要事ナルヲ以テ其ノ目的達成ニ更ニ一層協力セラレタシ

(大山町長「知事 市町村長会議訓示指示其他」(昭和十三年)伊勢原市役所蔵)

[注] 別表省略。

三 藤沢町戦勝行事の件届

藤沢第一二三〇号

昭和十三年十月二十七日

藤沢町長

藤沢警察署長宛

戦勝奉告祭旗行列並提灯行列挙行ノ件

漢口陥落ノ公報発表ヲ期シ戦勝奉告祭執行致候ニ就テハ当日左記計画ニ依リ旗行列並提灯行列挙行致候ニ付此段及御届候也

記

一 漢口陥落ノ公報発表アリタル日ノ翌日又ハ翌々日ヲ期シ午後二時ヨリ伊勢山公園忠魂碑前ニ於テ戦勝奉告祭執行(日取決定ノ上ハ電話ヲ以テ報告ス)

二 旗行列ハ奉告祭当日町立小学校六年以上ノ児童及女学校生徒ヲ以テ行ヒ午後一時各学校出發伊勢山公園ニ至リ奉告祭場ニ集合祭式終了ト同時ニ婦校奉告祭ニ参列セザル児童及生徒ハ各校長ノ裁量ヲ以テ通学区域ニ於テ旗行列ヲ行フ

三 提灯行列ハ奉告祭当日一般町民ヲ以テ行ヒ午後正六時三十分辻堂駅前出發府県道辻堂停車場羽鳥線ヲ北上シ東海道ニ出デ、東進シ遊行寺橋ヲ渡リ農工銀行前ヲ右折藤沢橋ヲ經テ藤沢駅前広場ニ至リ午後八時半(予定)解散

(藤沢町役場「庶務書類」(昭和十三年)藤沢市文書館蔵)

三 自治振興運動実施要項ならびに運動指定

町村の状況(一—二)

(一)

自治振興運動実施要項

今ヤ国ヲ挙ケテ新東亜ノ建設ニ邁進セムトスルニ当リ之カ遂行ノ為ニハ我カ光輝アル国史ノ精華ヲ省察シ其ノ伝統的皇国精神ヲ發揮シテ和協一心不退転ノ決意ト不撓ノ努力トヲ不断ニ続ケネハナラヌ之カ為銃後ノ護リニ在ル者ノ特ニ肝要ナルコトハ各人カ時局ヲ正シク認識シテ必勝ノ途ニ協力シ益々堅忍持久各々其ノ職分ヲ守リ克ク困苦欠乏ニ堪ヘ剛健ナル国民精神ヲ振作更張シテ地方ノ振興ヲ図リ以テ自治報國ノ誠ヲ具現スルニ在ルモノト信ス
茲ニ二十ヶ町村ヲ選定シ左記要項ニ依リ自治振興運動ヲ実施セムトスルモノナリ

記

一 指導精神

イ 時局認識

ロ 和協一心

ハ 自治報國

二 指導事項

イ 聖戦ノ意義

ロ 聖業翼賛

ハ 総親和

ニ 総努力

ホ 公共心ノ振作

ヘ 銃後諸施設ノ強化徹底

ト 紛争ノ根絶

チ 補給金ニ関スル趣旨ノ徹底

リ 公租公課ノ完納

ヌ 国民貯蓄ノ拡大

ル 其ノ他

三 実施方策

イ 自治振興委員会ヲ開キ率先協力セシムルコト

ロ 部落常会又ハ懇談会等ヲ開キ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

ハ 右諸会合開催ノ場合ハ県ヨリ指導員ヲ派遣スルコト

四 各町村ノ実施計画ハ速ニ樹立ノ上可成来ル二月十五日迄ニ報告

セラレタシ

第2章 戦争体制の組織

町村名	戸数	人口	昭和十二年 昭度町村 和歩合村 十二 年 税 徴	滞町 納村 額税
西〃 秦野村	八七〇	五、三三五	九六四	一六、三〇〇
北〃 秦野村	五五六	三、一八一	九六一	一三、四三七
秦〃 野町	二、五三三	一、一六六六	九六〇	二九、三四八
中郡 大野村	一、二二九	七、四八六	九六〇	五、三四〇
上〃 溝村	八四六	四、九六六	九六六	九、〇六四
有〃 馬村	六三五	四、〇〇三	九六五	二、九七四
高座郡 大和村	一、〇二九	五、五七七	九七七	四、三三四
深〃 沢村	五二三	二、八九九	九八四	一〇、九六三
鎌倉郡 腰越町	一、〇八九	五、五九六	九〇	一六、七四二
三浦郡 武山村	四四七	二、四五三	九七	七、一四七
都筑郡 川和町	九四戸	五、七三三	九四	五、六五五

町村状況

(二)

足柄上郡 山中村	三九〇	二、〇五四	九四〇	一六、六三三
足柄下郡 酒匂村	四五六	二、八三三	九九九	四、三〇〇
湯〃 本町	一、四三二	二、八二六	九三三	四、六〇〇
真鶴町組合	五三三	二、八五五	八五六	七、〇〇四
宮〃 城野村	一、四七二	七、三〇一	九八九	四、五六五
愛甲郡 煤ヶ谷村組合	七三〇	二、八五五	九八九	二、〇〇一
三田村組合	三六六	二、二七七	九四二	八、三三五
小〃 鮎村	五三三	二、七五四	八四一	七、九九五
	六六一	四、〇八九	(平均) 九九九	四、二四三
	六四九	三、九六八	九六一	八、〇八一

(西秦野村役場「庶務書類」(昭和十四年) 秦野市役所蔵)

第二節 総動員

三 日中戦争勃発一周年記念献納運動実施要綱

支那事変勃発一周年記念実施事項中「一戸一品献納運動」ニ関

スル件

(昭和十三年六月二十五日十三事第一四三号総務学務部長通牒各市町村長宛)

支那事变勃発一周年記念実施事項ニ関シテハ別途通牒致候処右実施事項ノ一トシテ「一戸一品献納運動」全国一斉ニ実施ノコト、相成候ニ就テハ各種団体学校方面ト協力ノ上地方ノ実情ニ応ジ別記実施案適宜斟酌ノ上実施方可然御取計相成度

〔別記〕 一戸一品废物献納運動実施案

一 目的

来ル七月七日ノ支那事变勃発一周年ヲ記念シ資源愛護ノ国民訓練トシテ一戸一品废物献納運動ヲ行フ

一 献納品目

左記金物中ヨリ一品(廢品)ヲ選ビ献納スルコト

(イ) 鉄類

古釘 プリキ罐 金属製玩具 鉄棒片其ノ他

(ロ) 銅 黄銅(真鍮) 亜鉛

古銅鍋 古銅網 銅又ハ黄銅製火箸 銅線 黄銅金具片其ノ他

他

(ハ) 鉛

鉛管片 鉛板片 鉛製玩具其ノ他

(ニ) 錫

錫箔 錫製チューブ プリキ罐其ノ他

(ホ) アルミニウム

古弁当箱 古アルミニウム鍋 アルミニウム製匙又ハ箸 アルミニウム箔(煙草ノ銀紙) アルミニウム製チューブ(歯磨器) 其ノ他

尚献納品ハ家庭内ノ廢品ヲ以テ之ニ当テ特ニ本運動ノ為ニ物品ヲ購入スルガ如キハ絶対ニ之ヲ避ケ其ノ量モ自由トスルコト

今次ノ献納運動ハ資源愛護ノ国民訓練ニ主眼ヲ置ク故ニ品目ハ簡單ナル古金物トシボロ其ノ他消毒ヲ要スベキ廢物ハ取扱ヒ煩雜ナルヲ以テ之ヲ除外セリ

一 協力スベキ民間団体其ノ他

在郷軍人会男女青年団婦人団体町内会廢品回収懇話会屑物業者及其ノ組合小学児童男女中等学校生徒等

(イ) 市区町村長ハ関係者ノ協議会ヲ開催シ諸般ノ打合ヲ行フコト

(ロ) 学校教職員ハ本運動ニ協力スルコト

一 献納品蒐集方法

(イ) 在郷軍人男女青年団員婦人会員等ハ当日各家庭ヲ巡訪シ献納品ノ蒐集ニ当リ保管場所迄運搬ス

第2章 戦争体制の組織

(右ニ支障アル場合ハ小学児童男女中等学校生徒等ヲシテ献納品ヲ各家庭ヨリ保管場所へ持参セシムルモ一方法ナリ)

(ロ) 保管場所ハ学校校庭又ハ雨天体操場等適當ナル場所ヲ選定

スルコト

一 献納品ノ処分

献納品ハ保管場所ニ於テ前記懇話会又ハ屑物業ト協力シテ速ニ処分スルコト

一 献納品ノ管理及ビ代金処理

献納品ノ管理及ビ処分代金ノ保管ハ当該市区町村長之ニ當リ取纏メタル上ハ七月十五日迄ニ県庁事変係ニ持参スルコト

一 献金方法及ビ其ノ用途

市町村長処分代金ヲ取纏メ献金ニ當リテハ国防献金恤兵金傷痍軍人保護施設費等ト区分シテ政府ニ献納スルモノトスルモ国民精神総動員中央連盟ノ方針ハ成ルベク傷兵保護施設費(或ハ娯楽室建設等ノ形ニ於テ)トシテ献納致度希望ニ付出来得ル限り此ノ趣旨ニ御同意協力セラレタシ

一 結果ノ報告

右実施ノ結果ニ付テハ大体左記様式ニ依リ詳細報告スルコト

蒐集品目	数量	売却代金	売却先	蒐集団体
------	----	------	-----	------

備考

- 1 蒐集方法並保管場所蒐集参加人員等ハ詳細備考トシテ説明スルコト
- 2 現品献納或ハ現金ニ當リ特ニ推奨スルニ足ル者等特殊事例アリタル場合ハ別紙トシテ添付報告スルコト

(神奈川県「国民精神総動員実施概況第四輯」(昭和十四年)久保田昌孝氏寄託相模原市立図書館蔵)

三 一戸一品献納代金蒐集の件報告

一戸一品献納代金蒐集状況ノ件

支那事変一周年記念行事トシテ一戸一品献納運動実施方御配意煩候処本月十一日現在ニ就テ別紙ノ成績ヲ収メ候条不取敢及報告候也
七月七日一戸一品献納運動代金調(昭和十三年八月十日現在)

市町村名	金額	市町村名	金額	市町村名	金額
横須賀市	三、五七・八	平塚市	二、〇三・三	宮前村	五、一六
横浜市	九、二四・七	川崎市	六、〇〇・四	橘樹郡	

市町村名	金	額	市町村名	金	額	市町村名	金	額
向丘村	四七・七一	円	北下浦村	一〇六・四六	円	村岡村	三三・五〇	円
生田村	—	—	南下浦村	一七九・元	—	大正村	四八・三五	—
稲田町	一八・九三	—	三崎町	三五・六	—	中和田	四〇・六五	—
都 筑 郡	—	—	初声村	九・五〇	—	瀬谷村	四〇・〇〇	—
川名町	—	—	長井町	二二・六	—	高 座 郡	—	—
新田村	四〇・六〇	—	武山村	六六・二	—	藤沢町	二七・八六	—
中川村	九・七〇	—	大楠町	三三・四	—	茅ヶ崎町	四六・三	—
山内村	三〇・九三	—	鎌 倉 郡	—	—	寒川村	三三・六〇	—
柿生村組合 外ヶ村組合	九三・五三	—	戸塚町	三三・〇三	—	小出村	二七・〇五	—
中里村	四八・八四	—	中川村	六七・〇三	—	御所見村	四六・八八	—
田奈村	四一・六六	—	川上村	一八・九〇	—	有馬村	四一・九八	—
新治村	一〇〇・三四	—	豊田村	三三・〇	—	海老名村	九三・三三	—
都岡村	二四・九	—	本郷村	—	—	座間町	九六・七九	—
二俣川村	八・四七	—	大船町	三〇・〇七	—	新磯村	四一・五六	—
三 浦 郡	—	—	鎌倉町	一五八・五	—	麻溝村	三三・五三	—
浦賀町	五三・七五	—	腰越町	—	—	田名村	七〇・八四	—
葉山町	三六・〇六	—	片瀬町	三三・五	—	上溝町	六・四七	—
逗子町	六二・一三	—	深沢村	五・〇	—	大沢村	一六・三〇	—

市町村名	金	額	市町村名	金	額	市町村名	金	額
相原村	三三・四	円	金田村	—	—	上中村組合 山田村組合	九・〇〇	円
大野村	五五・七〇	—	旭 村	三二・二	—	曾我村	五・三〇	—
大和村	—	—	土沢村	六〇・七	—	金田村	三三・四	—
綾瀬村	三三・七七	—	金目村	四一・六	—	松田町	六・四	—
渋谷村	三六・四	—	伊勢原町	一〇〇・〇	—	山北町	五・〇	—
六会村	三六・六六	—	高部屋村	七五・四	—	共和村	三・〇〇	—
中 郡	—	—	大山町	四七・六	—	清水村	一九・三〇	—
大磯町	三四・六〇	—	比々多村	四一・三	—	三保村	一〇・六六	—
国府村	—	—	大根村	四六・元	—	北足柄村	一五・六	—
二宮町	九三・三	—	秦野町	一六・六	—	南足柄村	三六・〇	—
大野村	四一・三	—	東秦野村	三三・〇〇	—	福沢村	二七・三〇	—
神田村	四一・八	—	西秦野村	四〇・三	—	酒田村	四一・五	—
相川村	三三・六	—	南秦野村	七六・九	—	吉田島村	—	—
成瀬村	三三・四〇	—	北秦野村	三三・〇九	—	桜井村	一八・五〇	—
大田村	三三・三	—	足 柄 上 郡	—	—	岡本村	二四・六〇	—
城島村	—	—	寄 村	一九・一〇	—	足 柄 下 郡	—	—
岡崎村	六・九	—	上秦野村	九〇・〇	—	小田原町	七三・四	—
豊田村	四一・六	—	中井村	五八・八〇	—	足柄村	二〇・二	—

第2章 戦争体制の組織

(神奈川県一国民精神総動員実施概況第四輯) (昭和十四年) 久保田昌孝氏
寄託相模原市立図書館蔵)

市町村名	金額	市町村名	金額	市町村名	金額
豊川村	一八・〇〇 ^円	真鶴町組合	三・二 ^円	湘南村	八・二 ^円
上府中村	三・五	外二ヶ村組合	七・八四	三沢村	—
下府中村	—	湯河原町	七・〇	中野町	三・二
下曾我村	七・三	愛甲郡	—	串川村	三・二
田島村	二・六	厚木町	二八・三	鳥屋村	三・七
下中村	四〇・七	依知村	一四・五	青野原村	二七・四
前羽村	七九・六	中津村	二〇・六	青根村	一四・三
国府津町	七・四	高峰村	二四・八	内郷村	五・五
酒匂村	八五・二	愛川村	八五・四	与瀬町外	—
大窪村	五・七	荻野村	二七・三	吉野町組合	—
湯本町	二四・六	三田村組合	四・二	外二ヶ村組合	三・四
温泉村	六・三	外五ヶ村組合	—	日連村組合	三・四
宮城野村	四・九	煤ヶ谷村組合	四・八	牧野村	三・五
仙石原村	四〇・四	玉川村	四九・六	佐野川村	九・〇
箱根町組合	—	南毛利村	一八・四	計	三〇・六
外二ヶ村組合	三・四	津久井郡	二九・九	県庁分	八・五
早川村	二・六	川尻村	一七・九	合計	三〇・七・三
片浦村	五・八				

三 昭和十三年八月経済戦強調週間実施要綱

経済戦強調週間実施ニ関スル件

(昭和十三年七月二十八日十三事第一七一号)
総務部 長 通牒 市町村 長 宛

国民精神総動員ノ実施トシテ標記週間ヲ実施スベキ旨其ノ筋ヨリ指示有之候ニ付テハ別記要綱ニ依リ地方ニ即応セル事項ヲ定メ一般民衆ニ政府ノ意ノ存スル所ヲ強調認識セシメ之ガ実績ヲ挙グルニ万遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通牒候也

追而右実施ノ上ハ其ノ結果ヲ八月二十五日迄ニ御報告相成度申添候

〔別記〕

経済戦強調週間実施要綱

一 趣旨

支那事変ハ支那側ノ長期抗戦ニ拘ラズ今ヤ戦局ノ一大進展ヲ見ルニ至リシモ事変ノ前途ハ猶遠シテ官民一体益々堅忍持久ノ覚悟ヲ固メ以テ聖戦所期ノ目的達成ニ邁進セザルベカラズ而シテ官民一体戦時態勢ヲ確立スルハ国家総力ノ拡充飛躍ノ根基ヲ確保スル所以ナルコトト現下経済戦ノ実情並ニ今後来ルベキ経済的諸問題ノ真相トヲ一般ニ認識セシメ挙国一致国家ノ目的ニ邁進スルノ決意ヲ固メシムルニアリ

仍テ此際総動員の經濟戰遂行ヲ要スル所以ヲ明ラカニ進シテ県民一致ノ実践躬行ヲ求メントス

二 名称 經濟戰強調週間

三 実施期間

八月十日ヨリ同十六日迄一週間ヲ強調週間トシ其ノ後ニ於テモ継続実践ヲ求ム

四 実施項目

現下ノ國際収支ノ見透シ及戰局ノ拡大ニ伴フ軍需ノ増加ニ因ル物資供給調整計画ニ即応シ戰爭遂行ニ必要ナル諸般ノ物資ヲ充足シ且將來ニ備フル國防力ヲ強化セシムル為特ニ左ノ事項ニ重点ヲ置キ県民一致ノ実践ヲ促ス

実践スベキ事項

(一) 物資ノ消費節約

1 綿製品麻製品毛製品皮革製品ゴム製品金屬製品ノ新規購入ヲ差控フルコト

2 紙類石炭ガソリン(燃料)水道電氣瓦斯ノ節約ニ努ムルコト

(二) 廃品ノ回収

各家庭ニ廢品整理箱等ヲ備ヘ置キ常時分類蒐集ニ努ムル等組織的回收ノ方法ヲ講ズルコト

(三) 物資ノ活用

1 金ヲ政府ニ獻納又ハ売却スルコト

2 不用品廢品ノ極度ノ更生利用ヲ計ルコト

(四) 代用品使用ノ奨励

(例示)

綿製品麻製品毛製品皮革製品ゴム製品金屬製品ニツキテハ代用品ヲ使用スルコト

1 下駄草履草鞋等ノ使用ヲ奨励スルコト

2 藁蒲団ノ使用ヲ奨励スルコト

3 金屬類ノ備品裝飾品ハ代用品ヲ使用スルコト

(五) 貯蓄ノ実行

1 金銀銅ニユーム其ノ他金屬類ハ代用品ヲ使用シ之ヲ売却シ國民貯蓄ヲナスコト

2 凡ユル方法ヲ以テ貯蓄ノ励行ヲナスコト

(六) 物価騰貴ノ抑制ニ対スル協力

1 買占買溜売惜ミヲ為サマルハ勿論價格料金ノ引上ヲ極力避ケルコト

(七) 生産ノ拡充

1 大麦苧麻棉花甘藷ノ増殖奨励ヲ計ルコト

(八) 生活ノ刷新

- 1 生活一般ノ水準ヲ低下シ堅忍持久困苦ニ堪フルコト
- 2 冠婚葬祭ノ簡易化贈答宴会ノ自制其ノ他一般生活ノ刷新緊縮ヲ行フコト

- 3 服装ハ質素ヲ旨トシ統制物資ハ勿論生活用品ハ新調ヲ為サズ有リ合セニテ間ニ合スコト

五 実施方法

右実施ニ当リテハ講演会懇談会協議会等ヲ開催シ趣旨ノ徹底ヲ計リ職場若クハ町内会部落等ニ於テ特ニ申合ヲナシ実践ノ促進ヲ期スルコト

(参考)

一 綿製品

衣類 手拭 足袋 靴下等

二 麻製品

洋服布 ハンカチーフ ワイシャツ 紐 袋等

三 毛製品

洋服 シヤツ セーター 襟巻 帽子 毛糸編物類 セル又

ハモスリンノ衣服等

四 皮革製品

靴 鞆 ハンドバッグ トランク バンド 手袋 運動具等

五 ゴム製品

靴 手袋 タイヤール バンド エポナイト製品玩具 敷物等

六 金属製品

(イ) 金 白金 時計 指環 鎖 入歯 装身具等

(ロ) 鉄 瓦斯道具 鍋 釜鉄コンロ其ノ他ノ炊事道具 鉄ス

トープ 各種刃物 家具釘 鉄線 トタン板 玩具等

(ハ) 銅 真鍮 鍋 釜 菜罐 火鉢 線 錠前 水指 水盤

家庭用器具 器物等

(ニ) 鉛 ペイント 鉛管 玩具等

(ホ) 亜鉛 トタン トタン製品 ペイント等

(ヘ) 錫 各種錫器 プリキ玩具 プリキ罐 菓子包装 歯磨

チユーブ等

(ト) ニツケル ニツケル鍍金 食器器具 洋銀器具 ライター等

(チ) アンチモン 珐瑯鉄器置物 煙草セツト 玩具等

(リ) アルミニウム 鍋釜 其ノ他ノ炊事道具 家庭用器具

(神奈川県「国民精神総動員実施概況第四輯」(昭和十四年) 久保田昌孝氏 寄託相模原市立図書館蔵)

三 昭和十三年十二月經濟戰強調週間実施要綱

經濟戰強調週間実施ニ関スル件

昭和十三年十一月二十九日十三事第三〇九号
總務 經濟 学務 警察 部長 通牒
市町村長 警察署長 消防署長 学校長 廳長 宛

經濟戰対処ノ國民運動ニ関シテハ國民精神總動員運動ノ一トシテ屢次強調実施シ来リタル処武漢攻略後ノ情勢ニ対応シテ益々長期建設ノ体制ヲ整ヘ聖戰所期ノ目的ヲ達成センガ為今般別紙要綱ニ依リ更ニ經濟戰強調週間ヲ実施致スコトト相成タルニ付テハ政府ノ意ノ存スル処ヲ一般ニ強調認識セシメ之ガ実績ヲ挙グルニ万遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

追テ右実施ノ上ハ其ノ結果ヲ十二月二十八日迄ニ御報告相成度申

添候

〔別紙〕

經濟戰強調週間実施要綱

一 趣旨

本年七月以後強調シ来リタル經濟戰ニ関スル國民運動ヲ更ニ強調実施シ広東武漢攻略後ニ於ケル内外ノ諸情勢ニ対応シテ益々長期建設ノ体制ヲ整ヘ聖戰所期ノ目的達成ヲ期セントス

二期間

自昭和十三年十二月十五日 一週間
至昭和十三年十二月二十一日

三 実施要領

(一) 時局ノ現段階ニ於ケル經濟戰ノ重要性並ニ政府ノ採リツツアル政策ニ対スル理解ヲ十分徹底セシムルト共ニ特ニ經濟戰ノ強化ヲ凶ル為左ノ三事項ニ重点ヲ置キ國民一致ノ実践徹底ヲ凶ルコト

イ 生活ノ刷新

ロ 物資ノ節約

ハ 貯蓄ノ実行

(二) 「生活ノ刷新」ニ関シテハ國民皆戰場ニ在ルノ心構ヘヲ以テ自爾自戒ニ努メ戰時國民生活ノ確立ヲ目標トシ特ニ年末年始ノ

虚礼廃止ノ励行ニ努ムルコト

(三) 「物資ノ節約」ニ関シテハ国防資材ノ確保生産力ノ拡充輸出ノ振興物価騰貴ノ抑制等ノ見地ヨリ物資ノ節約ヲ要スル所以ヲ

明カニシ之ガ実行ヲ奨メ併セテ公定価格ノ遵守ニ努ムルコト

(四) 「貯蓄ノ実行」ニ関シテハ貯蓄報國ノ意義ヲ更ニ徹底セシメ

特ニ貯蓄組合ノ整備拡充ニ努ムルコト

四 実施方法

(一) 本週間実施ニ関シテハ曩ニ行ヒタル貯蓄報国强調週間ニ於ケル通牒ノ趣旨及其ノ実績ヲ十分考慮ノ上計画スルコト

(二) 官公署学校各種団体社会銀行工場部落町内会等ニ於テハ生活ノ刷新物資ノ節約貯蓄ノ実行等ニ関スル適切ナル実践項目ヲ設定スルト共ニ之ガ実績ヲ挙グル様工夫スルコト

(三) 本週間ヲ機トシ官公衙学校会社工場各種団体町内会部落等ニ於テハ特ニ左記事項ノ励行実践ニ努ムルコト

イ 生活ノ刷新ニ関スル事項

1 社会風潮ヲ一新シ堅実ナル民風作興ニ努ムルコト

2 年末年始ノ形式的贈答ハ断然之ヲ廃止スルコト

3 事変下第三年ヲ迎フル新年ノ奉祝ニ当リテハ儉爾質素ヲ旨トスルコト

4 年賀状年賀広告ノ類ハ特ニ必要ナル範囲ニ之ヲ止ムルコト

5 吉凶儀礼ノ改善並ニ簡易化ヲ図ルコト

6 各宴会ハ必要已ムヲ得ザル場合ノミニ之ヲ制限シ且努メテ

質素ヲ旨トスルコト

ロ 物資ノ節約ニ関スル事項

1 買溜ヲ為サザルハ勿論物資ノ活用ヲ図リ特ニ年末新年ニ際

シ衣類調度等ノ新調ヲ見合スコト

2 百貨店商店等ニ於ケル年末年始ノ売出広告裝飾福引等ハ之ヲ控ヘ目ニスルコト

3 価格料金ノ引上ヲ極力避ケルト共ニ販売者ハ勿論購買者モ公定価格ヲ遵守スルコト

4 物資統制ノ趣旨ヲ徹底スルト共ニ廃品利用再製品代用品等

ノ工夫研究並ニ冬期ニ於ケル薪石炭ガソリン瓦斯電熱等ノ燃料ノ消費節約ニ努ムルコト

5 公私ヲ問ハズ器具機械ノ愛護並ニ職場報国ノ念ヲ涵養シ之ガ徹底ヲ図ルコト

ハ 貯蓄ノ実践ニ関スル事項

1 貯蓄組合ノ未ダ設置ナキ向ニ対シテハ此ノ際其ノ設置ニ努メ之ガ拡充ヲ図ルコト

2 毎月ノ貯蓄額ノ増加ニ努ムルト共ニ貯蓄組合未加入者ノ絶無ニ努ムルコト

3 官公署学校銀行会社工場等ノ勤務者ハ年末賞与ヲ極力貯蓄ニ充ツルコト

4 股販産業関係者其ノ他収入ノ増加セル向ニ在リテハ特ニ高率貯蓄ノ実践ニ努ムルコト

5 工場ニ於ケル貯蓄率ノ引上ニ関シテハ銃後生活刷新運動ヲ

強調シ各自ノ貯蓄力ニ応ジ出来ル限りノ貯蓄ヲ為スコトヲ申
合サシメ貯蓄率ノ向上ヲ図ルコト

6 賞与ノ一部ヲ以テ十二月五日及十五日ヨリ発行ノ貯蓄債券

又ハ国債ノ購入ニ努ムルコト

貯蓄債券発行日 自十二月五日 額面 五円 十円
至十二月二十日

支那事変国庫債券発行日 自十二月十三日
至十二月二十四日

額面 十円 二十五円 五十円 百円 五百円 千円

7 劇場映画館其ノ他多数集合スル場所ニハ「貯蓄報国」又ハ

之ニ類スル字幕ヲ掲出スルコト

五 学校ニ於ケル実施事項

(一) 校内訓話

(二) 貯蓄ニ関スル作文標語ポスターノ作成

(三) 映画ノ利用

(四) 貯蓄ニ関シ模範トナルベキ者ノ表彰

(五) 各教科ノ教授ニ際シ其ノ徹底ヲ図ルコト

六 県ノ実施事項

(一) 県下数ヶ所ニ於テ懇談会講演会映画会ヲ開催ス

(二) 商業組合工業組合貿易組合其ノ他商工団体ニ対シ貯蓄実行ニ

関スル具体的方法ヲ決定シ之ガ実行方ヲ勸奨ス

(三) 廃品回収強調日ヲ設定シ之ヲ強調実施ス

(四) 廃品回収展覧会ヲ開催ス

(五) 物価政策ノ現状及将来ニ就テ巡回講演会ヲ左記ノ通開催ス

川崎市 横須賀市 平塚市 小田原町

(六) 模範物価表示会ヲ県下二十九物価調査地区毎ニ開催ス

(七) 代用品ノ發明奨励ノ為ノ發明奨励金交付ノ趣旨ノ方途ヲ講ズ

(八) 輸出振興ニ就キ

イ 輸出業者工業者ノ協議会ヲ開催ス

ロ 商品別ニ依ル輸出業者生産業者ノ研究会ヲ創設ス

(九) 商業組合ヲ通ジ歳末売出ニ関シ自粛スル様通牒ヲ発シ其ノ徹

底ヲ図ル

(十) 本運動ノ趣旨ノ徹底ヲ図ル為県下各戸ニ配布スベキ「ピラ」

四十万枚ヲ印刷シ予メ市町村ニ配付ス

(神奈川県「国民精神総動員実施概況第四輯」(昭和十四年)久保田昌孝氏

寄託相模原市立図書館蔵)

三九 戦時下配給統制に関する件通牒

昭和十四年三月十七日

經濟部長

殿

釘針金(亜鉛引鉄線)鉄線ノ配給統制ニ関スル件

第2章 戦争体制の組織

鉄鋼統制ノ強化ニ伴フ釘針金鉄線ノ生産減少ト其ノ需要増大ニ鑑ミ之方需給調整ヲ凶ル為今回之方配給統制ヲ実施スルコト、相成候処本県ニ於テハ差当リ左記ニ依リ運用致スコト、相成候条貴管内関係業者其他一般ニ周知方可然御取計相煩度此段及通牒候也

記

- 一 統制品目ハ釘針金鉄線ニシテ釘トハ丸釘ニシテ(折釘カスガヒ等ヲ含マズ)針金トハ亜鉛鉄線ヲ言フ
- 二 主要需要(小口需要ト称ス)ト一般需要トニ区分ス小口需要トハ凡ソ左ノ需要ヲ指シ一口十頓未満ニシテ且ツ一規格毎ニ釘ニ付テハ一樽(六十疋)以上針金ニ付テハ一卷(五十疋)以上鉄線ニ付テハ三十疋以上ノモノトス
- (一) 輸出関係ノ需要 (二) 軍需関係ノ需要 (三) 生産力拡充関係ノ需要 (四) 官庁関係ノ需要 (五) 農山漁村ノ生産力維持増進ニ関スル需要 (六) 市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ需要 (七) 其ノ他一般需要ニシテ数量ニ於テ相当多量且ツ重要ナル事由ノ認めラル、モノ
- 三 小口需要者ハ県ノ発行スル購入票(様式別紙)ト引換ニ^(分曉)地間屋ヨリ購入スルモノトス購入票ノ交付ヲ受クルニハ申請書(様式別添)ヲ県(輸出関係ノ需要者ハ商工課宛其他ノ需要者ハ臨時物資

調整課宛)ニ提出スルコト

四 右ノ申請書ニ関シテハ

- (1) 一月乃至三月分ニ付テハ本月二十五日迄ニ四月乃至六月分ニ付テハ四月二十日迄ニ提出スルコト
 - (2) 輸出関係軍需関係土木建築関係等ニ関シテハ注文書請書又ハ証明書ノ写ヲ申請書ニ添付スルコト
 - (3) 会社団体ヨリノ申請ハ代表名ニテ申請スルコト
 - (4) 団体申込ノ場合ハ各団体員ニ付テノ明細書ヲ附スルコト
 - (5) 一事業ニシテ二期以上ニ亘ルモノハ各期分数量毎ニ申請書ヲ作製スルコト
 - (6) 申請量ハ最少ノ必要量ヲ申請スルコト
 - (7) 釘針金鉄線別ニ申請書ヲ提出スルコト
 - 五 小口需要者ニ非ザル一般需要者ハ従来通金物小売業者ヨリ自由ニ購入スルコト但地方間屋ハ一般需要者ニ対スル販売ヲ取扱ハス
 - 六 一口十頓以上ノモノヲ大口需要トシ県ヲ経テ日本線材製品工業組合連合会(所在 東京市京橋区宝町一ノ九 現任理事長石津武彦)ニ申請書ヲ提出シ中央釘針金鉄線配給協議会ノ査定ニ依リ配給ヲ受クルモノトス
- 右申請書記載要項ハ左ノ通

- (一) 品目 (二) 使用目的 (三) 使用場所 (四) 使用期間 (大体三ヶ月ヲ標準トス)

- 七 一口トハ一契約ノ数量ヲ言フ
- 八 販売価格ハ最近公定サレタルヲ以テ之ニ依リ売買スルコト
- 九 詳細ハ經濟部臨時物資調整課ニ照合ノコト

(西秦野村役場「庶務書類」(昭和十四年) 秦野市役所蔵)

四〇 重要物資の廃品回収に関する件通牒

十四商第二九一号

昭和十四年六月十七日

經濟部長 渡辺 広
警察部長 辻山治平

県下各市町村長殿
警察署長殿

重要物資ノ廃品回収ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ曩ニ神奈川県廃品回収懇話会ヲ組成シタルト共ニ県下警察署管内毎ニ廃品買出人組合ヲ結成セシメ其ノ組合員ニ対シテハ本県制定ノ廃品買出人徽章ヲ交付シ之方佩用ヲ勸奨シツヽアルニ付テハ爾今関係業者並ニ一般廃品供出者ニ周知徹底方御取計ノ上左記ニ依リ実施上(取締上)万遺憾無之様期セラレ度此段及通牒候也

追而廃品買出最低価格ハ今後決定ノ都度通牒可致ニ付為念申添候
記

- 一 本県内ニ於テ廃品回収ニ従事スル廃品買出人ニ対シテハ其ノ品位向上ト信用ヲ高メ且取引ノ改善ヲ計ル為一定ノ徽章ヲ佩用セシム
- 二 廃品買出人徽章ハ住所(又ハ居所)所在ノ買出人組合ヲ通ジテ其ノ所轄警察署ニ申請ノ上交付ヲ受クベシ
- 三 警察官及市町村吏員ニ於テ徽章ヲ佩用セザル廃品買出人ヲ発見シタルトキハ右各項ノ注意ヲ与へ前項ノ手續ヲ履践セシムルコト
- 四 市町村長ハ廃品回収最低価格ノ通知ヲ受ケタルトキハ市町村内適當ナル場所ニ掲示スル等(例へバ市町村公報ニ登載スル如シ)之方一般的周知方ヲ図ルコト
- 五 廃品買出人ハ神奈川県廃品回収懇話会協定廃品買出最低価格ニ準拠シテ廃品ヲ回収スルコト
- 六 廃品買出人廃品回収ニ付不正行為又ハ回収ノ促進ヲ阻害スル行為アリタル場合ハ徽章ノ佩用ヲ禁止スルコトアルベシ
- 七 警察署ハ管下ノ廃品買出人組合ニ対シ必ラス組合員ノ住所氏名年令及買出人徽章番号ヲ登載スル帳簿ヲ作成ノ上整備シ置クコト
- 八 右各項ハ昭和十四年六月二十日ヨリ実施ス

廢品買入徽章雜型



古物行商人徽章

赤紫色地

雜業徽章

黄色地

(一) 勤勞奉仕運動

隣保共助ノ精神ヲ昂揚シ勤勞奉國ノ至誠ヲ基調トスル勤勞奉仕運動ヲ興シ応召農家ノ農業経営ヲ援護スル為メ町村ニ勤勞奉仕部落ニ勤勞奉仕班ノ設置ヲ奨励シ昭和十二年度ニ壹万貳千円昭和十三年度ニ貳万參千七百五拾円ノ助成金ヲ交付シタルニ現在勤勞奉仕部一九九勤勞奉仕班一四二二ノ設置ヲ見タリ

昭和十四年度モ引続キ予算貳万五千円計上シテ之レガ助成ヲナサントス

(二) 農具及畜力利用機具ノ奨励

農事実行組合等ヲシテ農具及畜力利用機具ノ共同利用ヲ為サシムル為メ国庫助成ヲ受ケテ奨励金ヲ交付セリ其ノ成績左ノ如シ

四二 中郡農會の農業労働力補給調整に関する

會議事項

勞力補給調整ニ関スル件

今事變勃發以來県下農村ニ於テハ將兵ノ応召軍需工業ヘノ転出農馬ノ徵發等ニ依ル勞力不足ノ為メ農業経営ニ支障ヲ来タス虞尠ナカラスルニ鑑ミ之方対策トシテ昭和十二年秋作以來国庫助成ヲ受ケテ実

施セル主ナル事項ヲ挙クレバ

(三) 共同作業ノ奨励

計	共同利用機具		畜力利用農具	
	奨励金額	補助組合数	奨励金額	補助組合数
昭和十二年度	二、七〇〇	一、一五	五、〇〇〇	四七
昭和十三年度	四、四四七	五、四	一、一六〇	三
計	七、一四七	六、五九	六、一六〇	七

県農会ヲシテ国庫助成ニ依リ専任職員一名兼務職員三名ヲ設置セ

シメ郡市農会職員ヲ督励シテ管下千百三十ノ農事実行組合等ニ於ケル共同採種共同田植共同收穫及調整等ノ共同作業並必需品ノ共同購入及生産物ノ共同販売等ノ共同施設ノ実地指導ヲ為サシム

(四) 農耕牛(朝鮮牛)ノ共同購入

農業勞力及自給肥料ニ対スル銃後対策トシテ産地ヨリ朝鮮牛ノ共同購入ヲ畜産組合連合会ヲシテ施設セシメ国庫助成ヲ得テ輸送費並幹旋費ニ対シ昭和十二年度ニ於テ百七十八頭四千六百十八円昭和十三年度ニ於テ五百頭七千六百六十九円^{〔註〕}ノ奨励金ヲ交付セリ昭和十四年度ニ於テ引続キ五百頭ノ共同購入ヲ奨励セントス

(五) 動力農具ノ移動配給調整ノ奨励

動力農具ノ地域的偏在ヲ調整シ且ツ之レガ利用率ヲ高揚セシメ農業勞力ノ不足ヲ補ヒ以テ農業生産ノ確保増進ヲ図ル為メ国庫助成ヲ得テ県農会ヲシテ左ノ施設ヲ実施セシメタリ

(イ) 農業機械ノ共同利用幹旋指導

(ロ) 郡市町村農会畜産業組合農事実行組合等ニ於ケル農業機械共同幹旋指導費補助

(ハ) 前項団体ニ於ケル既存農業機械ノ移転又ハ改装整備費補助

(ニ) 前項団体ニ於ケル既存農業機械ノ地域的調整ヲ行フ為メ之

レガ買入費補助

然レドモ今ヤ事変ハ興亜ノ大業建設ノ一段階ニ入り農業勞力ノ不足ハ愈々深刻トナルモノト予想セラル、ヲ以テ之レガ補助対策トシテ昭和十四年度ヨリ更ニ左ノ奨励施設ヲナシ万遺憾ナキヲ期センガ為メ夫々実施計画中ナリ

一 動力農具ノ奨励 予算額一五、〇〇〇円

農業勞力ノ最モ不足ヲ来スハ收穫期ニシテ従来ノ実績ニ徴スルニ動力農具ハ手農具ニ比シ約十倍以上ノ作業能率ヲ有スルヲ以テ之ガ購入ヲ奨励シ応召農家ヲ中心トシテ共同利用ヲ為サシメントス

二 畜耕班ノ奨励 予算額一五、〇〇〇円^{〔註〕}

收穫期ニ亜グ勞力不足ハ播種前ノ耕耘作業能率六倍以上ト認ムル畜力利用ニ依ル耕耘作業ヲ為サシムル為畜産組合ヲ通シテ町村ニ奨励シ応召農家余力アラバ一般農家ノ耕耘作業ヲ為サシメントス

三 勞力補給集団移動労働施設

県内及県外ニ於テ季節的ニ勞力余裕アル地方ト地方的ニ耕作作業ノ早晚ニ依ル余裕勞力トヲ必要地方ニ移動セシムル為メ国庫助成ヲ得テ集团的移動労働班ノ設置ヲ県農会ヲシテ施設セシメントス尚小中学校中等学校ノ児童生徒ニ農業報國ノ精神ヲ涵養シ併セテ勞力補給ノ一助ニナス為移動労働班ヲ組織セシメントシテ実施方法

ニ関シ研究中ナリ

(大磯町農会「庶務文章綴」(昭和十四年)大磯町役場蔵)

(注)「七千六百六十九」が「一四、一三五」と、又「一五、〇〇〇」が「六、三四〇」と訂正されている。

四 中郡秦野町第九回經濟警察協議会開催の

件通知

秦経保発号外

昭和十四年十月二十一日

秦野警察署長

各町村長
各協議員 殿

第九回經濟警察協議会開催方ノ件

今般国家総動員法ニ基ク九・一八価格停止ニ関スル勅令ノ公布アリタルヲ以テ之ニ関スル協議会ヲ左ノ通り開催致シ度候条万障御差繰リノ上御出席相成度此段及通知候也

追而当日ハ協議会終了後秦野經濟報国会役員会ヲ開催スル筈ニ付キ出席不能ノ場合ハ必ず代人ヲ出席セシメラレ度

記

一 日時 十月二十三日午後一時ヨリ(時間厳守)

二 場所 秦野警察署楼上ニ於テ

三 議案

1 価格等統制令ニ就テ

2 賃金臨時措置令ニ就テ

3 家賃地代統制令ニ就テ

(西秦野村役場「庶務書類」(昭和十四年)秦野市役所蔵)

四 中郡秦野經濟報国会会則草案

秦野經濟報国会々則草案

第一章 総 則

第一条 本会ハ秦野經濟報国会ト称ス

第二条 本会ハ秦野警察署管内ニ於ケル各町村長農會長産業組合長

及統制関係業組合ヲ以テ之ヲ組織シ其ノ組合ニ所属スル組合

員ハ本会ノ会員タルモノトス

但シ其ノ他ノ商工業ニ従事スル者ノ入会ヲ妨ゲズ

第三条 本会ハ事務所ヲ秦野警察署内ニ置ク

第二章 目的及事業

第四条 本会ハ現下ノ時局ニ鑑ミ經濟統制諸法令ノ研究ヲ遂ゲ国策

ノ趣旨ヲ広く各会員ニ普及徹底セシメ之ヲ違反ノ根絶ヲ期スルト共ニ関係官庁トノ連絡ヲ図リ報國ノ誠ヲ尽スヲ以テ目的

トシ其ノ協議並ニ実行ノ機関トス

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

- 1 経済統制ニ関スル協議会ノ開催
- 2 前項ニ於ケル申合事項ノ実施
- 3 公定価格ノ周知徹底
- 4 関係法令並ニ公定価格等ノ速報
- 5 講演会座談会等ノ開催
- 6 関係法令研究会ノ開催
- 7 会員及従業員ノ表彰教化並ニ慰安事業
- 8 其ノ他本会ノ目的ヲ達成スル為必要ナル事業

第三章 役員

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ書記ノ外ハ無報酬トス^[注]

- | | |
|----------|-----|
| 名誉会長 | 一名 |
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 二名 |
| 常任幹事(係員) | 若干名 |
| 幹事 | 〃 |
| 相談役 | 〃 |
| 會計 | 一名 |
| 書記 | 一名 |

第七条 名誉会長ハ秦野警察署長ノ職ニアルモノヲ推戴シ会長副会

長ハ名誉会長ノ推薦トス

常任幹事ハ会長ノ推薦ニ依リ名誉会長之ヲ任命シ幹事ハ各組

台長トス

會計及書記ハ会長之ヲ任命ス

相談役ハ各町村長及第二十七物価調整地区内物価調査委員ヲ

推戴ス

第八条 役員ノ任期ハ二ケ年トシ其ノ時期ハ會計年度ニ準ズ

但シ重任ヲ妨ゲズ

第九条 役員ニシテ欠員ヲ生ジタル時ハ直ニ補充シ其ノ任期ハ前任

者ノ残任期間トス

第十条 名誉会長ハ本会ニ対シ必要ナル指示命令ヲ発ス

会長ハ会務ヲ総括処理シ本会ヲ代表ス

会長事故アルトキハ副会長之ヲ代行ス

常任幹事ハ会長ヲ補佐シ幹事ト連絡シ会務ヲ処理ス

相談役ハ名誉会長及会長ノ諮問機関トス

會計ハ金銭出納ノ責ニ任ズ

書記ハ名誉会長並会長ノ指揮ニヨリ諸般ノ事務ヲ処理ス

第十一条 本会ニ功勞アリタルモノハ顧問ニ推戴ス

第四章 会 議

第十二条 本会ノ会議ヲ分ケテ定期總會協議会役員会ノ三種トス

第十三条 定期總會ハ毎年一回四月ニ之ヲ開催ス

但シ幹事以上ノ役員ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得

第十四条 定期總會ニ於テ本会ノ事業及會計ニ関スル事項ヲ報告ス

第十五条 協議会ハ毎月一回名誉会長ニ之ヲ召集シ幹事以上ノ役員

ヲ以テ開催ス

第十六条 役員会ハ必要ニ応シ名誉会長ニ諮リ会長之ヲ召集シ幹事

以上ノ役員ヲ以テ開催ス

第五章 入会及脱退

第十七条 本会ニ加入セントスルモノハ其ノ旨所屬ノ組合代表ノ幹

事ヲ經テ申込ムベシ

第十八条 会員ニシテ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ但シ幹事ヲ經

テ名誉会長ニ届出其ノ承認ヲ受クベシ

第六章 経 費

第十九条 本会ノ出納ハ會計法ニ從ヒ一般會計年度ニ拠ル

第二十条 本会ニ必要ナル經費ハ会員ヨリ之ヲ徴収シ其ノ金額ハ役

員会ニ於テ審議シ總會ノ議決ニ依リ之ヲ決行ス

第二十一条 会費ノ納期ハ毎月末トス

第二十二條 經費ノ支出ハ會長ノ決裁ヲ經テ會計之ヲ支出ス

附 則

第二十三條 本会則ニ規定ナキ事項發生セル時ハ會長ハ名誉会長ニ

諮リ役員会ヲ召集シ之ヲ処理シ次期總會ニ報告スルモノ

トス

第二十四條 本会則ニ變更ノ要アルトキハ役員会ニ於テ審議ノ上總

会ノ議決ニヨリ變更ス

第二十五條 本会則ハ昭和十四年 月 日總會ノ議決ヲ經テ即日ヨ

リ実施ス

(西秦野村役場「庶務書類」(昭和十四年) 秦野市役所蔵)

〔注〕「名誉会長」の下に「署長」、「会長」の下に「業者」、「副会長」の下

に「警部補、業者」、「幹事」の下に「農会長、産業組合長」、「相談役

の下に「町村長」の書込みがある。

第三節 大政翼賛の進行過程

四 大政翼賛会神奈川県郡市町村支部結成式

に関する件通牒

昭和十六年三月十五日 大政翼賛会神奈川県支部

庶務兼組織部長(印)

各市町村長殿

郡市町村支部結成ニ関スル件

首題ノ件ニ関シテハ各郡市町村支部ニ於カレテ着々御備准中ノ事ト

ハ存シ候モ郡協力会議等モ近ク開催ノ運ト相成候ニ就キ可及の速カ

ニ支部結成式挙行相成度

追而近衛総裁告辞県支部常務委員会主催者祝辞追送可仕候ニ就キ

可然御代読相煩度候

別紙

其の一 支部結成式次第(一例)

二 実践要綱並誓

三 同 要綱解説 支部長 理事分

別紙其の一 支部結成式(一例)

一 一同敬礼 一 開会之辞 一 宮城遙拜 一 国歌奉唱

一 紀元二千六百年紀元節ニ当リ賜ハリタル詔書奉読 支部長

一 戦歿将兵ノ慰霊並出征将兵ノ武運長久祈念 一 支部長挨拶

一 誓 理事代表朗読 一 総裁告辞 (代読)

一 県支部常務委員会主宰者祝辞 (代読)

一 来賓祝辞 一 万歳奉唱 一 一同敬礼

(「大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

五 大政翼賛会支部規定

大政翼賛会支部規程 (昭和十六年四月十八日改正)

第一条 道府県郡(支庁長管轄区域ニ在リテハ其ノ区域以下同ジ)

市町村及六大都市ノ区(以下単ニ区ト称ス)ニ大政翼賛会支部

ヲ置ク但シ町村数寡ナル郡ニ在リテハ二郡以上ノ区域ニ一

支部ヲ置クコトヲ得

第二条 支部ニ左ノ役員ヲ置ク但シ郡市(六大都市ヲ除ク)区町村

ノ支部ニ顧問参与ヲ置ク場合ハ道府県支部長ノ承認ヲ得ルヲ

要ス

支部長 一名 顧問 若干名

常務委員 若干名 参与 若干名

第三条 支部ノ役員ハ道府県支部長ニ在リテハ総裁之ヲ指名又ハ委

嘱シ其ノ他ノ役員ニ在リテハ道府県支部長ノ推薦ニ依リ総裁

第2章 戦争体制の組織

之ヲ指名又ハ委嘱ス

役員ノ任期ハ一年トス但シ再指名又ハ再委嘱ヲ妨ゲズ

第四条 支部長ハ総裁及上級支部長ノ指揮ヲ受ケ支部ヲ統理ス

常務委員ハ支部長ヲ輔ケ支部ノ運営ニ参画ス

顧問ハ支部長ノ諮問ニ応ズ

参与ハ支部ノ企画及活動ニ参与ス

第五条 支部ニ其ノ事務ヲ処理スル為事務局ヲ置ク

第六条 道府県支部ノ事務局ニ庶務部及組織部ヲ置ク

庶務部ハ支部ノ庶務及協力会議並ニ国民生活ノ指導宣伝等ニ

関スル事項ヲ掌ル

組織部ハ国民ノ地域的及職域的組織国民ニ対スル各種訓練及

指導各種団体トノ連絡ニ関スル事項ヲ掌ル部ニ支部長ヲ置キ

支部長之ヲ指名ス

第七条 六大都市ノ支部ノ事務局ニハ前条ニ準ジ部ヲ置クコトヲ得

第八条 事務局ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第九条 支部ニ協力会議ヲ附置ス但シ市(六大都市ヲ除ク)区町村

ノ協力会議ハ市区町村常会ヲ以テ之ニ充ツ

第十条 協力会議ノ議員ハ其ノ区分ニ從ヒ左ニ掲グル者ノ中ヨリ道

府県支部長ノ推薦ニ依リ総裁之ヲ指名又ハ委嘱ス

一 道府県協力会議ニ在リテハ

イ 郡市協力会議員但シ各郡市ヨリ少クトモ一名ヲ指名スル

コトヲ要ス

ロ 各種団体代表者

ハ 道府県会議員

ニ 其ノ他適當ナル者

一 六大都市ノ市協力会議ニ在リテハ

イ 協力会議員但シ各区ヨリ少クトモ一名ヲ指名スルコトヲ

要ス

ロ 各種団体代表者

ハ 市会議員

ニ 其ノ他適當ナル者

一 郡協力会議ニ在リテハ

イ 町村協力会議員但シ各町村ヨリ少クトモ一名ヲ指名スル

コトヲ要ス

ロ 各種団体代表者

ハ 其ノ他適當ナル者

第十一条 協力会議ノ定数ハ道府県及六大都市ニ在リテハ三十名
乃至六十名トシ郡ニ在リテハ二十名乃至六十名トス但シ町村

数五十以上ノ郡ニアリテハ七十名迄ヲ増スコトヲ得

第十二条 協力会議ノ議長ハ道府県支部長ノ推薦ニ依リ総裁之ヲ指名ス

第十三条 協力会議ハ支部長之ヲ招集ス

協力会議ハ年二回以上之ヲ開会ス

協力会議ノ会期ハ道府県協力会議ニ在リテハ三日以内トシ其

ノ他ノ協力会議ニ在リテハ二日以内トス但シ必要ニ応ジ延長

スルコトヲ妨グズ

第十四条 支部ノ経費ハ本部補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

(「大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

四六 大政翼賛会神奈川県支部第一回協力会議

における支部長松村光磨の挨拶

松村県支部長挨拶

本日茲に本県第一回の大政翼賛会協力会議を開催することを得まして御挨拶を申上げる機会を得ましたことを洵に光榮に存する次第であります。

昨年秋本県支部結成以来各位には常に多大の御援助御協力を願つて居つた次第でありますが今回県協力会議の組織に当りましては此の

仕事を御引受下さいまして本日は非常に御多忙の所を御出席下さいましたことは衷心より感謝に堪へない所であります。

我が国も今や聖戦五年を迎へまして我が忠勇なる第一線の将兵は益々我が国の武威を四海に輝かして居り国民亦物資の欠乏其の他有ゆる困苦欠乏に堪へ銃後の護りを完う致して居りまするが世界の情勢から之を判断致しますれば我が国は真に二千六百年來曾てない一大国難に逢着致して居るのであります。独り我が国のみならず世界の列強が今や其の国運を賭して其の民族の興亡を賭して死闘を繰返して居るやうに思ひます。我が国も此の支那事変解決の為には非常なる困難を見つゝあり又国際環境から申しまして我が国の地位は極めて困難であり而も又太平洋の怒濤はいつ何時如何なる事変を起すやも凶り難い情勢になつて居りまして国民としては全く非常なる決心をしなければならぬと思ふのであります。

吾々は二千六百年の光輝ある歴史を吾々先祖に依つて承継いでのでございまするが吾々は此の歴史を更に吾々の次代の国民に引継がなければならぬのであります吾々現代国民の責務たるや実に重大であると思ふのであります。さう云ふ意味合に於きまして吾々は有ゆる困難欠乏に堪へ有ゆるものを犠牲にして此の事変解決の為に邁進しなければならぬと思ふのであります。聖戦五年とは云ひながら

第2章 戦争体制の組織

我が国はまだ彼の「ヨーロッパ」に於ける空襲下の「ロンドン」の如き逆封鎖を喰つて居ります。「イギリス」国民に比べて見ればマダ／＼非常なる安泰であり平和であると思ふのであります。又赫々たる戦果を挙げつゝあります。「ドイツ」国民の全く身命を賭して二十年の復讐を遂げつゝある状況而も物資の欠乏に堪へて協力一致して居る様子を見ますと我が国民は洵に幸福であると思ふのであります併し此の幸福に狎れて却つて時局に対する認識を十分にしない

為に或は国内に一部不平が起り或は色々国内の議が纏まらないとか真にまだ我が国が重大なる時局に面せりと云ひながらそこに到達して居ない感なきにしもあらずと思ふのであります。併し先程申上げましたる如く既に私が言ふまでもなく時局が益々深刻なる方面に進みつゝあります。表面或は国際情勢が緩和せるやの感なきにあらずと致しましても今後益々我が国が強大となり我が国が支那大陸へ発展すればする程益々我が国民の国際的地位は難かしくなつて参る訳でございましてさう云ふ意味合に於きまして吾々国民は更に覚悟を新にし又国家と致しましても今日まで之を止めたとはいひながらまだ／＼「イギリス」や「アメリカ」に其の経済を依存し有ゆる物資の援助を受けて居つたのであります。が今後は独立独立と申しまするか真に東亜の盟主として東亜新秩序の建設者として世界の列強を

向ふに廻して戦はなければならぬ平和の戦争も又武器の戦争もせねばならぬと云ふことになりまして今後一層吾々は覚悟を新にして行かなければならぬかと思ふのであります。

さう云ふ意味合に於きまして此の大政翼賛会が昨年発足以来国民の非常なる熱意の下に其の運動を展開して来たのであります。又今年の春は大政翼賛会の運動を更に強力にし更に国民的挙国的に展開する為に其の改組も行はれたのでございまして今後此の運動の更に一層力強く進められて行くべき国家的の要求と申しますかさう云ふものが更に大きくなつて行くと思ふのであります。又翼賛会は段々と下部運動の熾烈となるに連れまして今後発展して行くことと思ひます。どうぞ各位は今後一層御協力の程を御願ひ申上げたいと存するのであります。

本日は第一回の協力会議でございするがどうぞ十分下情を上通し又上意の下達すべきものは之を下達し御協力を戴きまして意義ある会議を御願ひ致したいと存する次第であります。二百万県民も此の第一回の協力会議の成果に付て非常なる注目を致して居ることと思ふのでございするが私は必ずや是が県民の期待に十分副ひ得ることと、確信致して居ります。甚だ簡単でございするが一言茲に御挨拶を申上げる次第であります。

(大政翼賛会神奈川支部「第一回協力会議議事録」(昭和十六年) 伊勢原市役所蔵)

四 大政翼賛会神奈川県支部第一回協力会議における運動経過報告

経過報告並協力会議運営要項

○田辺庶務部長兼組織部長 協力会議のことに付て先に申上げます。県協力会議は御奉公の爲の全県民の家族会議でありまして職能職域各分野に於きます所の衆智全能を一堂に集めより良き翼賛の道を発見せんとするものであります。従ひまして其の運営に当りましては常に能く国家の大目的を理解し運動の方向を正確に把握致しまして与へられましたる役割を尽して万民翼賛の実を挙げらるやうに其の運営に万全を期さねばなりません。協力会議で最も重要なことは上意の下達下情の三通でありまして此の事が適切に行はれるか否かは直ちに全翼賛運動の活潑なる展開に影響を及ぼすものであります。即ち上意を伝へて国家の目的や施設が国民全体に最も迅速に理解せられ国内に限なく滲透するやう具体的に之を解明し其の自覚を喚起して国民自ら進んで協力実践する所の指導性を作り出し又下情を三通しては国民の正しき希望が完全に諒解せられて政治の上に反映する所あらしめる。斯くして官民一体

となつて臣道実践の極致を尽すことに依りまして無限絶大なる国力の發揮を見ることが出来るのであります。斯かる任務を完遂する為には協力会議は単なる上意下達の機械的伝達機関たるに止まらず互譲相戒しめ切磋琢磨如何にしたらよりよく御奉公が出来るかを反省し次の建設への総力の源泉ともなり臣道実践の道場ともなるべきものであります。従ひまして是に於きましては対立観念よりする攻撃や防禦形式的な質疑応答議論の爲の議論は見られない筈でありまして総てが国家の大目的を前提として時局に応じ機宜に従ひ国民の総意により盛り上る建設と懇切なる指導とが行はれるのであります。会議は総て議長に依つて指導され進行するものであります。会議の運営は議長の統裁に依つてなされるものであります。議長は指導と会議員其の他役員が愛国の熱情に依つて融合する所に其の本来の使命の達成を見らるゝ訳であります。明朗活発に所信を腹藏なく披瀝しそれ〴〵の立場持場の良き意見優れた智慧をしてより高き臣道実践の一路に統一集結して大政翼賛運動へ貢献致すべく努むることが肝要であります。協力会議は翼賛運動に於ける燃え上る国民意識の血脈として其の組織細胞の末端に至るまで愛国の赤誠が強く明るく清らかに脈々と躍動して居るものたらしめねば相成りませぬ。尚協力会議は支部長が

之を招集致します。議案は議員より出すものと支部其の他より出す場合もあります。議長の衆議統裁であります但協力会議は数に依つて決するものではございませぬ。全員が和衷協力して自己の有する最も優れたものを選定吐露致します時渾然一体生きた生命が生れてそれを議長の統裁と云ふ形で結論するものであります。個人々々の意見を多数集めたものではなく個人の意見を基礎としながら全体的な一つの生きたものたらしめることに依りましてより高き方途を発見し国運隆昌に資する国民家族会議でありますから構成組織の考へ方も従来のものとは異なる訳であります。会議員が推薦せられます場合はそれ〴〵の地域なり職域なり或は各種団体の指導的な立場にある人から銓衡されるのであります但既に使命を受けて会議に列したる以上はそれ等の地域や団体の利益代表の立場ではございませぬ。そこにあるものは唯己れの属する地域職域に於ける体験と知識とを顕現せんとする魂と意思があるのみであります。是こそ期待の掛けられる所であります。農村会議員は肥料製造者の苦勞を聴いて是の協力の途を発見せんとし配給業者は消費者の立場を見て如何にして其の人々の生活に役立つべきかを考へ企業者は技術者の研鑽を採入れて之を実際に効果あらしむべきことを案ずる即ち全県全國民の知識と力の泉となり茲か

ら新に起上らんとする國民の意思の支柱となる態度こそ絶体の要請であります。今回の会議は中央協力会議を目前に控へて居りますので議案に対しまして十分なる會議時間を取ることの出来なかつたことを非常に遺憾に存じます。是が為め説明は一人当り五分程度と云ふやうな非常な無理な御願ひを致しましたることを事務局と致しまして御詫び申上げる次第であります。會議場も協力會議場の作り方と致しましては本意でない点もございませぬが他に適當なる場所もございませぬので県會議場を其の儘之に充てたやうな次第であります。此の点併せて御諒承を御願ひ致したいと存じます。

前後致しましたが経過に付て極く簡単に申し上げます。当神奈川県支部は昨年十二月十三日に結成を見たのであります。爾來半歳を経過致して居りますが県協力會議の組織を最後に致しまして県下各支部悉く組織を見るに至つたのであります。其の間三月十一日から同月末日までの間三浦郡外七郡支部に於きまして郡協力會議を開催致しました。又五月一日より同月末日までの間に於きまして横浜市外五市の常会横浜市の協力會議を開催することが出来たのであります。又此の間に於きまして既に各位の御承知の通り神奈川県文化翼賛連盟の結成を見まして現に県下八十六団体会員

数千八百余人を算するものが外廓団体として発足致し着々其の歩を進められて居ります。一方湘風会始め思想団体に於きましても翼賛体制の建設に協力を寄せられて居りますことを欣幸とするものであります。県支部と致しましては県下各郡市町村支部と共に県及び市町村と表裏一体の關係を持続致しまして支部役員推進員の強力なる発動を促し及び協力会議の運営に努むると共に前申上げましたる外廓団体近く結成を見んと致して居ります壯年団或は在郷軍人分会産業報国会其他産業經濟關係の諸団体と緊密なる連絡を取りまして此の運動の強力なる展開を推進せんとして居ります。

以上を以ちまして経過並に説明を終わりますが最後に一言自分の所信を述べさせて戴きます。大政翼賛会が発足以来八箇月を算へます。此の間に於きましても最も遺憾に思ひましたのは改組問題であります。此の緊迫したる國際情勢下に於きましてどうしても此の体制を整へねばならぬと云ふことは一億國民の恐らく異存のない所であらうと思ふのであります。然るに御承知の如き経過を辿つたのであります。勿論翼賛会は極めて短い期間に組織実施せられたものでありますから其の機構に於きまして或は人選に於きまして遺憾の点があつたことと考へる者でありますが唯見逃すこと

の出来ないと思ひますことは議會に於ける論議之が基底をなします所の精神であると思ひます。又之に呼応する所の所謂現状維持の勢力の存在も其の一つでなければなりません。国家の危急を前にして尚ほ私心を去り得ない存在を非常に遺憾に存じます。

最近翼賛会が精動化したと云ふやうなことを屢々聞くのであります。近衛総裁始め翼賛会は当初の理念方針を断じて變へないと云ふことを屢々強調されて居ります。高度の政治性を維持して居りますこと勿論であります。一口に申上げますならば政府と表裏一体の關係から倒閣運動は許されませぬがそれ以外の政治的行動は一切差支へないとされて居るのであります。どうぞ今日の協力会議を契機と致しまして皆様の御力に依つて二百万県民の情熱を動員し当初の方針通り少くも我が神奈川県下に於きましては一日も早く此の翼賛体制の完成を見ますやう皆様の絶大なる御協力を御願ひ致します。

(大政翼賛会神奈川県支部「第一回協力会議議事録」(昭和十六年)伊勢原市役所蔵)

四 大政翼賛会神奈川県支部第一回協力会議の指示事項